

令和6年度 福祉サービス第三者評価結果

《基本情報》

対象事業所名	あゆのこ保育園
経営主体(法人等)	社会福祉法人湘北福祉会
対象サービス	認可保育所
設立年月日	平成 17 年 4 月 1 日
定員（在園人数）	120 名 （132 名）
事業所住所等	神奈川県厚木市恩名 1-10-38 / 電話番号 046-296-5177
職員数	常勤職員 27 名 ・ 非常勤職員 18 名
評価実施年月日	令和7年2月6日・7日
第三者評価受審回数	2 回
実施評価機関	株式会社 R-CORPORATION

《実施方法》

評価項目	標準となる評価基準
自己評価実施	期間：令和6年9月24日～令和6年12月27日 （評価方法） 職員がA～D班に分かれ（経験年数が近いグループ）、各班で自己評価を実施した。C班（リーダー層）がA～C班の各評価をすり合わせ、D班（管理職層）に提出。D班が総合的な評価を作成した。
利用者調査	期間：令和6年12月2日～令和6年12月25日 利用者（保護者）アンケートを実施

<理念>

- （1）児童の最善の利益の保障
- （2）保護者に信頼される温かな支援
- （3）地域の子育て支援の充実
- （4）理論と実践の相互啓発による先進的保育

<基本方針>

- （1）この世に生を受けた子どもが永い人生のはじまりを「あゆのこ保育園」で過ごすことの重みを深く受け止め、一人ひとりの子どもたちに限りない愛情を注ぎ、それぞれの子どものために用意した保育を行っていく
- （2）子どもの幸せな日々が家族と共にあることを大切に、保護者の希望に丁寧に対応し、保護者が抱えるすべての困難を受け止め、ぬくもりを感じて安らぐことのできる場としての保育所であり続ける

(3) 子育てに関わるすべての人々が人間としての喜びを持って子どもを育てることができるように支援の充実に努める。厚木市の方向性を常に重視しながら時代のニーズや地域の特性を十分に理解し、真に役立つ企画や実践を行い、子育ての拠点となる

(4) 湘北短期大学保育学科における知的な理論構築と、「あゆのこ保育園」における愛情のこもった保育実践とが、互いに持てる力を活かしあい、学びあうことにより、未来に向けた先進的な児童福祉・保育サービスの提供を行うとともに、保育士養成教育の向上に貢献する。

<保育目標>

《育てたい子どもの姿》

1. 生きる力を育む

- ・身のまわりの状況から自分の危険を予知し、気をつけて行動できる子ども
- ・食への正しい理解ができ、食事を楽しむことのできる子ども
- ・感じたこと、想像したことをさまざまに表現して楽しむことのできる子ども

2. まわりとの良い関係をつくり、適応力を育む

- ・良いことや悪いことが分かり、判断して行動できる子ども
 - ・他人の話を聞いて、相手に分かるように話すことができる子ども
 - ・大人が仕事をするものの意味が分かり、手伝いをすることができる子ども
-

<あゆのこ保育園の特徴的な取組>

1. 視聴覚教材利用によるわかりやすく楽しい保育

実体験が最優先ですが、体験に限界があるものについては（例：動物や不思議なもの、安全教育、食育など）ねらいにあわせて質の高い教材を使用します（3歳以上）。

2. 戸外活動を中心にした感動とてごたえのある保育・「科学する心」を軸にした戸外活動

戸外での活動を通して、季節の変化、虫・植物、天候などに関心を持ち、自然環境の変化への関心を育み、豊かな感性を育てます。感動したこと、不思議に感じたこと、想像したことなどを保育士や友だちに伝えたりしながら、様々に表現して楽しめる子どもを目指します。

3. 「保育園にもっていききたいな！そんな子どもの気持ちを叶えるための取組」

主に3歳以上児クラスでは、家から子ども達の「お気に入り」を一つ持って来る取り組みを通して、子ども達の「まわりとの良い関係をつくり、適応力を育む」ことを目指します。自分の考えを大切にしながら、良い人間関係を形成する能力を高めることは、子ども達が将来、充実した人生を過ごすことにつながっていくと考えます。そのために保育者は、さまざまな場面での子どもの関わり合いを捉えて、その都度適切な方法を伝えます。

4. セカンドステップの導入

セカンドステップは「子どもの衝動的、攻撃的行動をやわらげ、社会への適応力を高めること」を目的としてアメリカで開発されたプログラムであり、当園の「まわりとの良い関係をつくり、適応力を育む」という保育のねらいと合致すると考え、3歳以上児クラスに提供しています。

《総合評価》

【あゆのこ保育園の概要】

●あゆのこ保育園（以下、当園という。）は、社会福祉法人湘北福祉会（以下、法人という。）の運営です。法人は、学校法人ソニー学園湘北短期大学を母体として、平成 16 年に設立されました。湘北短期大学の長年にわたる保育者養成教育の基盤の上に、地域社会における児童福祉、子育て支援への貢献を目指して、平成 17 年 4 月に当園を開園しました。当園では、湘北短期大学の持つ高い専門性に支えられ、一人ひとりの子どもたちに限らない愛を注ぎ、しっかりと寄り添って丁寧に関わりながら、子どもたちの限らない可能性を引き出すような保育の実現を目指しています。また、地域の子育て支援の充実を目指し、厚木市として初めての事業である「病後児保育事業」、「地域子育て拠点事業」に取り組んでいます。

●当園は、小田急小田原線「本厚木駅」から徒歩 15 分の閑静な住宅地の中にあります。園周辺には田んぼ、河川、ぼうさいの丘公園、湘北短期大学の裏庭等があり、季節を通して様々な自然に触れられる等、環境に恵まれています。また、広い園庭や遊戯室（ホール）も有し、子どもたちは伸び伸びと運動遊びを楽しんでいます。園舎は鉄筋コンクリート造 2 階建てで、赤い屋根の時計台があるモダンな造りです。園舎内には「子育て支援室」、「一時預かり室」、「病後児保育室」、「相談室」等もあり、地域の子育て支援に貢献しています。

●当園の定員は 120 名、0 歳～5 歳児までの保育を実施し、現在 132 名の園児が在園しています。室内は木材をふんだんに使った造りで、木の温もりが感じられ「家庭的な保育環境」をコンセプトにしています。各保育室は年齢に応じて分けて使用され、1 階に 0 歳児～2 歳児、2 階に 3 歳児～5 歳児クラスがあります。全職員は保育理念の基に、一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもの思いに耳を傾け、子どもたちが一日を振り返って「楽しかった！」と思える保育を実践し、職員・子ども共に笑顔が溢れる保育園です。

《特長や今後期待される点》

1. 【恵まれた環境からの学び】

当園の特徴の 1 つに恵まれた環境が挙げられます。園周辺には田んぼや畑が広がり、戸外活動で自然をたくさん感じられます。農道で見つけた草花、虫、土の塊等々に子どもたちは興味津々で、友だちとの会話が弾み協同して遊ぶ姿が見られます。また、広い園庭や屋上（プール設置）を有し、運動遊びが十分楽しめる環境です。調査日も早い時間帯から、幼児クラスは園庭で歓声を上げながら、元気一杯駆け回って遊んでいました。園庭に続く畑も魅力で、子どもたちが育てた野菜がたくさん育ち、食育に生かされています。園舎横には、乳児専用のテラス、砂場、固定遊具等が設置され、安心・安全な環境で遊べるよう環境設定されています。また、園舎内にも遊戯室（ホール）があり、雨の日でも体育遊具を使った運動遊びやリズムミックス、リズム遊びを楽しんでいます。調査日は園行事「みんなでありがとうの会」に向けて、舞台が設置され、幼児クラスからは子どもたちの歌声が聞こえました。恵まれた環境の中で、子どもたちはいろいろな体験を通して感動、想像、表現する姿が育まれ、自ら試行錯誤する中で挑戦する心「科学する心」につながっています。

2. 【子どもの心に寄り添う保育】

当園の「育てたい子どもの姿」をモットーに、子どもを尊重した保育を行っています。全職員は、子どもに対する言動、対応、援助の仕方等を園内研修で学び合い共通認識を図っています。毎月の職員研修の中で年3回外部講師（秋田喜代美氏）を招喚し、事例検討から互いの学びや意識の向上につなげています。当園では「子どもの気持ちを叶える取組『保育園にもっていききたいな！』」として、家庭から子どもの好きな「おもちゃ」を1つ持ってくるユニークな取組を行っています。子どもの心の安定を図ると共に、「おもちゃ」を介して、自分の考えを大切にしながら、友だちとの良い関係を形成する能力が高まり、将来において大切な適応力を育むことにつながっています。また、視聴覚教材を効果的に使用し、分かりやすく楽しい保育につなげています。午睡前等の準備時間帯を活用し、子どもたちに質の高い教材（自然、動物等）を提供しています。さらに、3歳児からセカンドステップ（米国 NPO 開発プログラム）を幼児教育に導入し、「相互の理解」・「問題解決」・「怒りの扱い」について学び、社会適応力を高める取組を実践しています。今回の利用者（保護者）アンケートにも「子どもの気持ちに寄り添っている」、「一人ひとりに丁寧に対応」、「子どもを1番に考えている」、「温かく保育」、「毎日楽しく通園」等々の意見が多く寄せられ、保育への満足が窺えます。

3. 【食育活動の推進】

食育を「年間食育計画」から各年齢の指導計画に位置付け、食事がより楽しめるよう取組んでいます。子どもが食に対する興味・関心を持てるよう、当園の畑で子どもたちは土に触れ、種まき、水やり、生長を感じ、収穫、調理して食するという実体験を積み重ねています。調査日にも畑には大根、白菜、ブロッコリー、人参、小松菜等が植えられ、中でも大根や白菜の大きさは圧巻でした。収穫量も多いことから、子どもたちが収穫した野菜を家庭に持ち帰り、家庭での様子を掲示（写真）しています。どの写真からも笑顔が溢れ、親子で楽しく調理している様子や美味しく食べている様子が伝わり、家庭での食育につながっています。5歳児クラスでは3色栄養群のカリキュラムを実践し、食べ物と体の関係について学んでいます。また、近隣の農家（保護者）の協力により、持ち込みの精米機で、子どもたちが育てた稲を精米する過程を見て玄米を食し、白米との違いを体験しています。さらに、食事を楽しむ工夫として、園庭ランチ、バイキング、屋上ランチ等、雰囲気を変えて友だちと一緒に楽しく食事をする取組も行っています。当園の給食業務は業者委託であることから連携を密に取り合い、子どもの成長に応じた食育活動が十分に楽しめるよう取組んでいます。

4. 【中・長期ビジョンへの取組】

地域の福祉ニーズから、一時預かり事業、病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業「ほっとれもんでい」等の地域子ども・子育て支援事業に尽力しています。中でも子育て支援室の利用者は多く、子どもの発達相談の他、親のメンタルに関する相談に保健師が対応しています。園見学も年間150組を超えます。当園は連携校（湘北短期大学保育学科）を持ち、特別講話に園長、主任が出向いたり、実習生を受入れる等、理論と実践を生かした先進的な取組を行っています。保育実習生が入職するケースも多く、人材確保も安定し、平均在職年数9.4年となっています。職員が気持ち良く、長く働けるよう処遇改善にも努めています。当園は開設から20年経過し、園舎、施設設備等への対応を段階的に実施しています。園長は、法人の理事を兼ねており、当園の現状を把握し、これからの展望を中・長期計画「令和7年度～令和11年度」として策定しています。計画書には、保育理念、方針を踏まえた保育ビジョン、法人の運営・保育園の

経営、災害対策、地域貢献等々が詳細に盛り込まれています。今後の中・長期ビジョンに向けた具体的な計画・実施への取組が期待されます。

令和 6 年度 福祉サービス第三者評価結果

<標準となる評価基準>

第三者評価受審施設 社会福祉法人湘北福祉会 あゆのこ保育園	
評価年度	令和 6 年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

<共通評価項目（45 項目）>

I	福祉サービスの基本方針と組織 【1】～【9】	「理念・基本方針」「経営状況の把握」「事業計画の策定」 「福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組」
II	組織の運営管理 【10】～【27】	「管理者の責任とリーダーシップ」「福祉人材の確保・育成」 「運営の透明性の確保」「地域との交流、地域貢献」
III	適切な福祉サービスの実施 【28】～【45】	「利用者本位の福祉サービス」「福祉サービスの質の確保」

<内容評価項目（20 項目）>

A-1	保育内容 ①～⑯	「全体的な計画の作成」「環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開」「健康管理」「食事」
A-2	子育て支援 ⑰～⑲	「家庭との緊密な連携」「保護者等の支援」
A-3	保育の質の向上 ⑳	「保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）」

※「標準となる評価基準」で示す判断基準「A・B・C」はランクやレベル付けではありません。判断基準はより望ましい水準に向けた「到達状況」を示すものであり、評価「B」が標準的とし、特に良い内容、秀でた内容は「A」で示しています。「C」については「伸びしろ」とし、更なる努力を期待するものとします。

I-1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている

【1】	I-1- (1) -①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている
評価結果 A		

評価の理由

理念や基本方針は、ホームページ、パンフレット、園のしおり（兼重要事項説明書）に掲載されています。理念は、法人及び保育園の目指す方向を読み取れる内容であり、全職員が確認し、保護者に対しても入園説明会、見学会等で丁寧に説明し、周知を図っています。当園の懇談会等は理念(児童の最善の利益の保障・保護者に信頼される温かな支援)に基づいた内容になっています。また、年間の会議内容は理念を基に計画され、定期的に理念や基本方針について振り返る機会を設けています。園舎の玄関（保護者の目に留まる場所）にも理念が掲示され、継続的な周知に取り組んでいます。

I-2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している

【2】	I-2- (1) -①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている
評価結果 A		

評価の理由

社会福祉事業全体の動向については、全国社会福祉協議会の月刊誌「ぜんほきょう」からの情報収集や保育通信、保育と教育版切り抜き、速報等を通して、社会福祉事業の動向や国・県や市からの情報を入手し把握しています。当園が立地する地域の動向やニーズの変化、課題等については、厚木市保育会、厚木市社会福祉協議会等に出席し、地域の福祉に関する動向や現状の把握に努めています。また、園長は厚木市民間保育会の副会長を担い、他園との情報交換や情報共有を積極的に実施すると共に、毎年、民間園から「市長への要望書」を作成して市長に提出、説明を行っています。主任保育士は、保育士部会の会長を担い、研修や保育士交流会等、厚木市民間保育会の協働や連携に力を注いでいます。保育所利用率については、毎月、入所申請者数や市内各園の入所率を確認すると共に、保育にかかるコスト分析についても会計入力委託業者と予算の使用状況等を確認しています。

【3】	I-2- (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている
評価結果 A	

評価の理由

園長は、法人として目指すべき方向性を軸に経営環境や保育内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析に基づき、具体的な課題を明らかにし、役員間で共有しています。毎月、園長、理事長が定例会議を設け、運営面や保育に関する報告や相談、検討等を行い、理事、監事、評議員には、園便りの送付と併せて業務報告を紙面で行っています。保育において改善すべき課題がある場合は、チーフ会議で共有、検討し、結果を職員に周知しています。令和5年度からチーフ会議の開催数を増やし、組織内での対話や保育の現状、職員の状態等を共有しやすくなるよう改善しています。人材確保に向けて、厚木市主催の就職フェアに積極的に参加したり、保育業務アプリ（コドモン）で求人を募っています。初任給を中心とした全体的なベースアップ、年間休日数アップ等、工夫しています。

I-3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている

【4】	I-3- (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている
評価結果 B	

評価の理由

中・長期的なビジョンを明確にし、令和6年度は「令和7年度から5年間の中・長期計画案」を作成期間としています。原案を理事会で審議した後、評議員等、関係者間で意見を反映し調整、完成予定（3月理事会にて承認予定）になっています。中・長期計画案は、社会情勢を踏まえた経営課題、取組方向、保育の質向上へのさらなる取組、地域貢献の姿勢等が示され、可能な範囲で具体的内容とし、振り返りを実施しやすい形にしています。理念や基本方針のビジョン達成に向けて計画的な事業実施に期待します。

【5】	I-3- (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている
評価結果 A	

評価の理由

法人のホームページで事業計画等、情報公開しています。法人の事業計画を踏まえて、園の中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定しています。事業計画は常に園の理念を基に作成され、単年度における事業内容を具体的に示すと共に実行可能な内容にしています。具体的には、事業計画に沿った単年度の計画として全体的な計画が策定され、各年齢の保育目標、保育内容、家庭・地域との連携等が盛り込まれ、園の独自性も反映しています。また、年間を通して実行可能な計画となるように、その年の利用状況や子ども様子の合わせた職員配置・行事計画にする等、具体的な内容になっています。

(2) 事業計画が適切に策定されている

【6】	I -3- (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している
評価結果 A	

評価の理由

当園の事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われています。事業計画は、その事業等が行われる都度、評価・見直しを行い、今後の方針を話し合っています。マニュアルで「自己評価」の実施手順が決められ、年度半ばに、職員会議で「園の自己評価」として中間振り返りを行い、その内容を後半に生かすようにしています。さらに年度後半には年間の振り返りとして2回目の自己評価を実施し、その結果を次年度の事業計画に生かしています。園長は、年度末の全体会議の場で、全職員に向けて「次年度の事業計画の内容」について説明をしています。今年度についても「令和6年度に向けて事業計画・年間活動計画」が詳細に作成され、全職員に配付・説明が成されています。

【7】	I -3- (2) -② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している
評価結果 A	

評価の理由

事業計画の主な内容について、保護者懇談会の場で「あゆのこ保育園の活動計画」として配付し、園長が説明を行っています。当園のホームページには「前年度の園の自己評価」と共に「あゆのこ保育園の活動計画」を掲載しています。保護者への説明では、当園の事業計画をより理解してもらえるようパワーポイント資料を作成し、視覚的に分かりやすい写真や絵を使って説明しています。また、各事業の開催時期及び形態に合わせて丁寧に説明し、理解を促しています。中でも保護者参加の行事については、具体的な内容を配付や掲示、口頭等で分かりやすく保護者に伝え、理解を得ています。保護者への周知を図るための情報提供として、ホームページ、コドモン配信、園内掲示のお知らせ、園便り等を発行し、保護者との連携を図っています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

【8】	I-4- (1) -① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している
評価結果 A	

評価の理由

保育の質の向上に向けて、PDCA サイクルに基づき、各年齢の年間指導計画に沿った月間指導計画等の振り返りが記載され、組織的・計画的に行われています。各クラスで計画に対する評価を行うと共に、週1回のチーフ会議で「気になった保育場面」について情報共有し、改善に向けて検討、実施しています。保育に課題のある職員等には園長、主任、副主任が面談を行っています。日々の保育の自己評価は、副主任が内容を確認し、計画、実行しています。当園の指導計画（年間は期ごと、月間は毎月）には、振り返りと次への展望を記入する評価・反省欄があり、PDCA サイクルが行えるようになっています。また、年1回保育所の自己評価と保育士の自己評価を実施しています。人事考課制度により、年2回の期待・役割に応じた各自の振り返りを行っています。その際には人権擁護のチェックリストを一人ひとりが定期的に行うことで振り返りを行っています。また、主任、副主任が年に2回、第三者評価項目に沿い「保育参観」という形で各クラスの評価を行っています。

【9】	I-4- (1) -② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している
評価結果 A	

評価の理由

保育所の自己評価を毎年行い、評価結果は分析し文章化され、ホームページで公表しています。各クラスの評価「保育参観」（主任級が実施）は、「参観評」を作成し、良かった点や改善していきたい点等について園全体で共有しています。職員の自己評価は、園長面談（年1～2回）を実施し、取組むべき課題を明確にし、計画・実施につなげています。保護者からの意見等については、「利用者からのご意見などに対する対応」マニュアルが整備され、課題が見つかった場合には、チーフ会議で話し合い対応策を検討し、その内容は議事録として、職員へ周知されています。今回、第三者評価を受審し、評価結果で取組むべき課題があった場合、職員や保護者に周知を図ると共に、改善計画を策定して実施するよう計画しています。

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている

【10】	Ⅱ-1- (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている
評価結果 A	

評価の理由

管理運営規定に園長の職務職責が定められており、園長は自らの役割と責任を自覚して法人の方針を受け、園の保育方針を職員会議で説明しています。新年度に向けた会議や研修時には、職員向けの冊子を作成し、各職員及び園長の職務分掌等を示し、パワーポイント資料で説明しています。有事の役割と責任についても分掌表や計画の中で明確化しています。保護者には入所時に配付する「園のしおり」に園長としての姿勢を表明し、入園説明会ではパワーポイント資料を活用し、できる限り保護者に園の理念や方針等が分かりやすく伝わるよう説明すると共に、有事発生時の連絡体制等も周知を図っています。また、毎月発行する園便りにも、その都度、園の方針や考えを掲載しています。

【11】	Ⅱ-1- (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

法人の運営規定や就業規則、個人情報保護規則に、園長が遵守すべき法令等に関する記載があり、理解を深めています。園長は、厚木市保育会、厚木市民間保育会、役員会等に積極的に出席し、法令や制度に関する情報収集や保育会主催の研修会にて法令遵守や経営に関する情報を得ています。また、全国社会福祉協議会の月刊誌「ぜんほきょう」、保育通信等により、法令等の改正や必要な手続き等を学んでいます。職員に周知が必要な法令や制度については、まず、チーフ会議で説明した後に、全職員に周知するようにしています。委託している社会保険労務士との定期的な打ち合わせを実施すると共に、随時、不明な点についてメールや電話で確認するようにしています。毎年、職員に向けて、ハラスメントに関する研修、消防計画に基づく定期テストを実施し、正しく理解するための取組を行っています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている

【12】	Ⅱ-1- (2) -① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している
評価結果 A	

評価の理由

園長は、「令和6年度担当・委員会」を表示し、園内に「〇〇委員会」を複数設定し、各委員が組織内で自分の役割を意識できるよう工夫し、保育の質の向上に意欲を持って取り組んでいます。週1回のチーフ会議では「子どもの人権の保障」を項目として挙げ、不適切と思われる保育を防止するようにしています。その都度、情報提供として保育雑誌等から自園に生かせそうな記事を抜き出し、チーフ会議で共有した後に職員全体に共有しています。また、保育の質の向上を目的に、外部講師を定期的に招き、研修会を通して職員間で学び合えるようにしています。園長は、職員会議や研修会では「職員間の対話」をできるだけ設け、意見を出しやすくしたり、保育観を共有し合ったりできるよう工夫しています。

【13】	Ⅱ-1- (2) -②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している
評価結果 A		

評価の理由

園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、毎月、理事長と園長の会議を設け、経営状況や人事、労務、財務等の報告や相談を行っています。また、業務を委託している人事コンサルティング・社会保険労務士と定期的な打ち合わせをし、現状分析を行うと共に、業務を委託している会計サポートと毎月の財務状況を確認、相談等を行っています。また、働きやすい職場環境になるように、園の組織編制では各職員の経験年数や実績、本人の意向等を考慮して組織表を作成し、一人ひとりが役割を認識し、目的を持った行動につなげています。令和6年度から年間休日数を増やし、初任給を中心としたベースアップを行う等、働きやすい環境を目指した取組を実施しています。園長は、毎年の年度末全体会議の場で、全職員に向けて「次年度に向けて」の所信表明を行っています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている

【14】	Ⅱ-2- (1) -①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている
評価結果 A		

評価の理由

法人で必要な福祉人材の確保・人員体制に関する基本的な考え方や、方針は確立しています。運営規程に明記し、採用案を法人内で検討し実行しています。職員は期待役割表により、それぞれの段階に求められる姿が示され、チャレンジシート31項目を作成し、職員同士が気持ちよく働ける具体的な内容を示しています。職員採用後は、マニュアルNo.9-00【職員の資質向上(人材の育成)】に則り、定期的な新人研修(レポート)や面談、同僚との交流会、メンタルケア等安心して働けるよう工夫しています。職員採用の取組では、厚木市主催の就職フェア(年3回)に積極的に出席し、求職者の状況把握に努めると共に、他園の処遇等の情報収集を行っています。また、湘北短期大学保育学科において学生向けの特別講話を実施し、学科長等から学生の様子、就職につながる求人方法等の情報交換を図っています。保育の魅力発見&求人情報を紹介するメディア(ホイシル)による求人掲載につながりやすいよう、HPとのリンクも試みています。当園の現状は、常勤職員の平均年齢が39歳、平均在職期間が9.4年という状況で、安定した人材確保ができています。

【15】	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている
評価結果 A	

評価の理由

法人の理念・基本方針に基づき、「期待する職員像等」を明確にし、期待される役割を明示した表を基に職員一人ひとりの職能級が決められています。職員は定期的な自己評価、上司評価により昇格・昇給があり、個別面談では「どんな点を頑張っているか」、「どんな点を学びたいか」等を話し合い、ステップアップに向けて具体的に取組めるようになっていきます。また、職員からの意見や評価は、チーフ会議やその他委員会、係等に挙げ、都度、改善策を検討するようにしています。園長は、定期的な人事コンサルタントとの打ち合わせで、処遇改善の必要性等について確認しています。事務時間の確保、シフト改善や会議時間等、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、働きやすく且つ保育の質を保てるよう改善に向けて取組んでいます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている

【16】	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる
評価結果 A	

評価の理由

人事労務管理に関しては、就業規定により明確になっており、職員の出退勤、超過勤務、休暇取得状況を管理し、休暇取得と仕事の進捗状況の双方のバランスを確認・実施しています。休暇取得率は主任保育士が毎月集計し、取得が少ない職員には取得を促すよう声かけしています。当園は職員数が多いことから休暇申請は毎月多く、調整しながらできる限り希望が叶うようにしています。体調を崩さないようシフトの組み方に配慮し、超過勤務が少なくなるよう、勤務時間内の事務時間確保を工夫しています。また、保健師によるメンタルケアの研修、ストレスチェックを行い、職員の体調、担当業務、相談したいこと等を聞くアンケートを実施しています。園長は、面談を通して職員の意向（次年度に持ちたい希望のクラス等）を把握し、必要に応じて相談対応しながら、働きやすい職場作りに努めています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている

【17】	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている
評価結果 B	

評価の理由

組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っています。期待役割表により、各段階で求められる姿が提示され、期待役割シートを基に、園長と面談を行い、双方で確認し合いながら課題の克服や目標の設定を行っています。法人マニュアルNo9-00【職員の資質向上(人材の育成)】に則り、職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っています。引き続き、職員の質の向上に向けて取組んで行かれるよう期待いたします。

【18】	Ⅱ-2- (3) -②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている
評価結果 A		

評価の理由

職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、実施されています。期待役割シートに明示され、段階に応じて受ける研修も明示されています。具体的な保育の方法(あゆのこ保育園で気を付けている内容)については、当園マニュアルNo.1-01に明記されています。年間職員研修計画は、基本的な内容をバランス良く組み入れ、職員からの意見や園の状況を踏まえ、その都度、修正しながら策定されています。外部研修についても積極的に活用し、参加する場合は、就業時間内に行くことができるよう体制を整えています。研修後は、研修報告書を回覧すると共に、職員会議で報告の機会を設け、知識や情報の共有を図り、園内研修として生かしています。キャリアアップ研修は、個人の希望を基に調整し、段階的に受講できるよう環境を整えています。当園の研修計画は、年度ごとに職員の受講実績等を勘案し、策定しています。職員の能力アップを図ることにより、園全体のレベルアップにつながるよう努めています。

【19】	Ⅱ-2- (3) -③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている
評価結果 A		

評価の理由

職員一人ひとりの専門資格の取得状況や知識・技術水準等は、入職時及びその後の研修受講履歴で把握しています。外部研修案内を事務室内に掲出し、職員が自発的に参加できるようにしています。また、園として受講して欲しい内容がある場合には、個別に声をかけ、研修が受けやすいよう、シフトや配置に配慮しています。新入職の職員については、複数担任クラスに配置し、担当チーフより丁寧なOJTを行えるよう配慮しています。さらに、年の近いチューターを付けて「聞きやすい」状況に配慮し、毎月の研修として「子どもの内面の適切な読み取り」をテーマにレポートし、上司からのコメントで意欲的に取組めるよう工夫しています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている

【20】	Ⅱ-2- (4) -① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている
評価結果 A	

評価の理由

実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢は明文化され、実習生受入れマニュアル No.8-01【実習生受け入れ】を整備しています。受入れ担当は主任保育士が行い、養成校との連携を図り、実習生・学校からの要望・プログラムに応じて受入れています。その際には、保育実習Ⅰでは初めての実習であるため、0歳児から5歳児クラスまで万遍なく入れるように組んでいます。また、実習Ⅱではオリエンテーション時に希望するクラス（年齢）等を聞き、それに基づいた実習計画を作成するようにしています。実習期間中は毎日、担当保育士と振り返り、具体的に指導を行うと共に、学校の担当者による巡回指導と連携を図り、実習を進めています。実習最終日には、園長を含め関わった職員と反省会を設け、全体の振り返りを行っています。全職員は、実習生、ボランティア、職業体験等の学生に対して、後輩育成の観点から指導、助言、相談を行う姿勢を持ち、対応する旨を申し合わせています。保護者には、園便りや園内掲示にて周知し、理解を促しています。実習受入れ担当の主任保育士は、実習生指導についての研修を受講し、職員に周知を図っています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている

【21】	Ⅱ-3- (1) -① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている
評価結果 A	

評価の理由

法人や園のホームページに、理念、基本方針、保育の内容等を公開しています。また、WAMNET（全国社会福祉協議会の福祉・保健・医療情報）にも事業報告・収支決算書等を含み、同様に内容を公開しています。園のしおり（兼重要事項説明書）やパンフレット等でも情報を提供しています。特に地域に対しては子育て支援室「ほっとれもんてい」の発行物を定期的に配布し、あゆのこ保育園における地域子育て支援についての情報を発信する等、来園の機会作りにつなげています。園見学ではその都度、主任保育士や園長が1組ずつ園内を案内しながら理念、保育の方法等を丁寧に説明しています。

【22】	II-3- (1) -②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている
評価結果 A		

評価の理由

法人経理規定等に基づき、事務、経理、取引、契約等の業務に関するルールを明記しています。経理規定に明示され「会計責任者」、「出納職員」、「小口現金出納職員」の辞令を交付しています。当園の決算については、収支計算分析表を作成し、毎年、厚木市の行政監査を受け、結果は法人に報告すると共に、指摘事項がある場合には改善を行っています。さらに毎年 1 回、法人監事による内部監査を実施しています。財務に関しては、湘北短期大学の財務部による定期的な確認も実施しています。会計入力や予算の編成サポート等については業務を委託し、月 1 回の確認を行う等、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われています。

II-4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている

【23】	II-4- (1) -①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている
評価結果 A		

評価の理由

地域との関わり方について基本的な考え方を文書化し、全体的な計画の項目「子育て支援」の欄に記載しています。具体的には「一時預かり事業」の実施、「地域支援」として育児相談・園庭開放・病後児保育・地域子育て支援拠点事業の実施、連携園の子どもたちの受入れ等、保育園の専門性を生かした取組を行っています。また、地域の団体が来園し、紙芝居を読んだり、スポーツや昔の遊びを教えてくれたりする等の交流の機会があります。当園では、地域関連機関ファイルを作成し、情報を集約しています。子どもたちも散歩（ぼうさいの丘公園、湘北短期大学等）、夢未市への買い物等、地域の方と挨拶や会話を交わし、関わりを持っています。

【24】	II-4- (1) -②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している
評価結果 A		

評価の理由

ボランティア、職業体験等の受入れに対する基本姿勢を明確にしたマニュアルNo.8-02【ボランティア受け入れ】、No.8-01【実習生受け入れ】、No.8-03【中高生職場体験受け入れ】を備え、積極的に受入れています。受入れ担当は主任保育士とし、事前にオリエンテーションを行い、基本的な考え方や園の方針の説明、利用者への配慮、守秘義務等について十分に理解を促し、子どもと関わる際の配慮点等を書面で伝えています。近隣中学校からの職場体験、湘北短期大学保育学科 1 年生の保育ボランティアの他、歯磨きボランティアや紙漉き体験等、長年園に関わるボランティアも数多く受入れています。

(2) 関係機関との連携が確保されている

【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている
評価結果 A	

評価の理由

事故発生時等に受診ができる病院・医院や緊急時の消防署、警察署等は職員に周知しています。保護者には、園のしおり(兼重要事項説明書)を配付し、周知を図っています。また、地域関連機関情報ファイルを作成し、情報を閲覧できるようにしています。子ども一人ひとりの様子や家庭での様子等に変化があった際は、職員会議等で情報共有を図っています。特別な配慮を要する子どもの保育等については、療育センターによる巡回相談、カンファレンス、職員研修等で指導を受けています。職員研修の中でも、子育て支援室担当者から関係機関との連携等についての説明があり、職員間で共有し保育に生かしています。家庭内等での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、子ども家庭センターと連携し、必要に応じてカンファレンスに参加しています。また、平塚盲・ろう学校に見学に行き、カンファレンスを行ったりしています。職員への周知も個人情報に配慮しながら行っています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている

【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている
評価結果 A	

評価の理由

当園は、地域子ども・子育て支援事業に力を入れ、一時預かり事業の他、厚木市として初めての事業である病後児保育事業、地域子育て拠点事業に取り組んでいます。厚木市のこども家庭センターからの依頼で、地域で特に配慮を要する親子の支援室利用を促したり、優先的に一時預かりを利用できるよう配慮したりしながら市と連携を図っています。また、子育て支援室で地域の利用者からの相談を直接受けたり、電話相談にも対応しています。園長・主任・子育て支援室担当者が担当し、いつでも相談等を受けられる体制にしています。

【27】	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている
評価結果 B	

評価の理由

当園では、把握した地域ニーズに基づいて地域貢献に関わる事業・活動に取り組んでいます。定期的に開催する「育児講座」では子育て世代が悩むことの多いテーマについて取り上げ、運動面、リズム遊び、離乳食講座等、地域の親子に向けたイベントを実施し、子育て支援室のミニ育児講座では、保育士が地域の子育て世代に対して保育士の専門性を提供できる機会を設けています。日々の一時預かり保育では、実際にお子さんを預かって関わることで、より具体的なアドバイスをを行っています。地域の関連団体との関わりでは、自治会関係者が集う賀詞交歓会に園長が出席し、交流を図っています。地域との防災対策、備品の備えや支援については、非常食の備蓄を増やし、地域の方への提供も可能となるよう計画しています。

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている

【28】	Ⅲ-1- (1) -① 子どもの尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

子どもの尊重や基本的人権への配慮については、基本姿勢を保育理念や保育方針に明示し、園のしおり（兼重要事項説明書）等を通じて保護者に示しています。全職員は「全国保育士会倫理綱領」を行動規範とし、日常の保育の中で常に子どもの思いを聞き、子どもの思いに寄り添った保育の実践を心がけています。また、定期的に子どもの人権尊重に関する研修を行うと共に、個人で人権擁護チェックリストを行っています。保育の中では、制作の画用紙の色を決めつけず選べるように配慮し、ままごとでも「料理・掃除はママ」等、性差による仕事の決めつけがないようにしています。また、カリキュラムに「生まれた時のエピソード」、「セカンドステップ」、「ええところ」、「世界には色々な人がある」等を取入れ、多様な文化を学ぶ機会を提供したり、社会適応力を高める取組を実践しています。全職員で情報を共有し、不適切な保育に陥りそうな場面を語り合う等、より主体的に意識できるような機会を作っています。園内研修及び園外研修を通して職員間で学び合い、互いに尊重する心、性差別や先入観による固定的な対応をしないことを共通認識としています。

【29】	Ⅲ-1- (1) -② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている
評価結果 A	

評価の理由

子どものプライバシー保護については、法人の職員就業規則、個人情報保護規定に個人情報に関する職員の守るべき姿勢を定めています。職員とは職務遂行する守秘義務について誓約書を交わすと共に、入職時研修を実施しています。保護者とは、重要事項説明書で園における個人情報の内容・保護方針を明記し、同意を得ています。当園の個人情報に関する基本姿勢は「プライバシーポリシー」として、ホームページにも掲載しています。子どものプライバシー保護については、日々の保育の中で常にプライバシーに配慮した対応を行い、行事の際には、プライバシー保護のための保護者へのお願いの掲示を掲出しています。当園のトイレには個室があり、男子も利用し、立って排尿する子にはお尻を出さないでする方法を伝えています。着替えの際にはカーテンを閉めて行う、男女は背中合わせで着替える、シャワーの後もタオルで隠す等を伝えています。3歳以上児のカリキュラムには、プライベートゾーンの内容を入れ、子どもたちに伝えと共に、保護者にもカリキュラムの内容を伝えています。子ども・保護者に関する書類等は、事務室にて厳重に保管・管理しています。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている

【30】	Ⅲ-1- (2) -① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している
評価結果 A	

評価の理由

利用希望者に対する保育所選択に必要な情報提供については、園のしおりやパンフレット、ホームページを用いて園紹介を行い、利用希望者に見てもらえるようにしています。園のホームページでは、法人の理念・園の概要・保育内容と共に、写真付で園内や活動の様子を分かりやすく紹介しています。見学者からは「HP が分かりやすい」と好評です。パンフレットは、地域の方が利用する子育て支援室にも置いています。園見学は 1 組ずつの予約制にし、園の保育方針や保育の方法、特徴的活動等を実際の様子を見ながら丁寧に説明し、約 30 分かけて案内しています。年間 150 組を超える人気を博しています。毎年、園のしおり（兼重要事項説明書）、ホームページ、パンフレットの内容を見直し、最新情報を提供するように努めています。

【31】	Ⅲ-1- (2) -② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している
評価結果 A	

評価の理由

新入園児に関しては、保育開始前に入園説明会を実施し、園のしおり（兼重要事項説明書）を基に、パワーポイントで写真表示や実物を展示する等、内容を視覚的に分かりやすく伝え、保護者と利用契約書を交わしています。入所時面談では、子どもの生活リズムや健康面、保育で配慮すること、保護者の就労の状況や必要な保育時間等を丁寧に聞き取り、その後の保育に生かしています。保育の開始・変更時は、コドモンの連絡機能や園便りを用いて伝えるようにしています。外国籍の保護者への対応については効果的なツールを使用する等、今後強化していきたいと考えています。要支援保護者に対する説明に関しては、ルール化はされていませんが、その都度、園長を含む職員で対応を話し合って検討し、個別に対応する等、適正な説明・運用を図っています。

【32】	Ⅲ-1- (2) -③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている
評価結果 A	

評価の理由

保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応では、マニュアルNo.2-07【子どもの育ちをつなげるしくみ】を整備し、No.2-07-01(カバーレター)、No.2-07-02(転園用)、No.2-07-03(卒園用)等の用紙を記載し、内容を保護者に確認した上で、次の機関へ引継ぎをしています。年長児（5 歳児）については、保育所児童保育要録を作成し、就学先へ提出しています。また、必要に応じて電話対応も行っています。卒園後も相談等を受けられるよう、園のしおりに連絡先と窓口を明記しています。当園では、9 月に開催する「夕涼み会」に卒園児が参加できるよう卒園から 3 年間、招待状を出しています。特に 1 年生に対しては往復はがきを使い、近況等を書いて園に送ってもらえるようにしています。卒園児や転園した児童が親子で気軽に夕涼み会に参加できるよう配慮しています。

(3) 利用者満足の向上に努めている

【33】	Ⅲ-1- (3) -① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

子どもについては、日々の保育の中で子どもの表情、遊びへの意欲等を観察すると共に、子どもの話を聞きながら、子ども自身の満足を把握するように努めています。様々な保育活動の中で、無理やり参加させないよう配慮し、子どもの参加が少ない場合には、保育士が方法や内容を改善するようにしています。保護者については、園児の様子を口頭やコドモン（連絡アプリ）で伝え、安心感や満足度を感じ取り、柔軟に対応するようにしています。また、年2回（5月・1月）保護者アンケートを実施し、意見を集計し、改善が必要なものは直ぐに検討すると共に、必要に応じて面談をする等、回答ができるようにしています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている

【34】	Ⅲ-1- (4) -① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している
評価結果 A	

評価の理由

苦情解決の仕組みを法令に従い適切に整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、園のしおり、HP、外掲示板に公表しています。園内にも苦情解決の体制を説明した資料を掲示しています。記名式のアンケートのみならず、玄関外の事務所から見えにくい場所に無記名で投函できる「ご意見ポスト」も設置しています。マニュアルNo.7-00【利用者からの意見などに対する対応】に沿って、マニュアルNo.7-00-01【保護者からのご意見などに対する対応記録】を記載し、職員間で共有しています。毎年1月に行う保護者アンケートの集計では、内容と園からの回答、対応等をまとめて冊子にし、園内掲出及びコドモンで見られるようにしています。これまでの相談内容等は記録し、保管・管理しています。

【35】	Ⅲ-1- (4) -② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している
評価結果 A	

評価の理由

保護者が相談や意見を述べやすい環境に関しては、面談、電話、書面、メール、アンケート、意見箱の利用等で、いつでも受け付けることを入園時やクラス懇談会等で伝えていきます。園のしおり（兼重要事項説明書）の項目「ご意見・ご要望・苦情などの解決のために」に分かりやすく記載し、周知を図っています。また、園外に「第三者委員」を設置し、直接連絡することもできるようになっています。日頃から、連絡帳アプリ（コドモン）での情報交換や送迎時等の声がけで信頼関係を築き、話しやすい雰囲気作りをしています。園に相談の申し出があった際には、プライバシーが守られる「相談室」にて話を伺うようにしています。また、意見を伝えてくれたことへの謝意や、改善に向けて取組むことを伝えていきます。

【36】	Ⅲ-1- (4) -③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している
評価結果 A	

評価の理由

職員は、毎日の送迎時等で保護者とのコミュニケーションを図り、保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮しています。また、コドモン、懇談会、アンケート、意見箱等、保護者の意見を積極的に把握する機会・取組を行っています。個人面談は少なくとも年1回、実施をするように声をかけています。マニュアル№7-00【利用者からの意見などに対する対応】が整備され、記名式のアンケートは年2回、無記名で投函できる「ご意見ポスト」も設置しています。保護者から意見があった場合には、子どもにとって改善が必要かどうかの視点から、チーフ会議（週1回）で検討しています。検討に時間がかかる場合には、その旨を申し出者に伝えと共に、早急に担当者による会議を開催し、返答できるようにしています。保護者からの相談・意見は保育の質の向上や運営の改善に生かすよう心がけています。実際起きた意見の事例等によりマニュアルの変更が必要な場合は、その都度、見直しています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている

【37】	Ⅲ-1- (5) -① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている
評価結果 A	

評価の理由

リスクマネジメントに関する責任者を園長とし、園長不在時は主任と定め、災害時、地震、子どものケガ、行方不明等の状況別にマニュアルに明記し、職員体制を敷いています。また、年間避難訓練計画を作成し、毎月、火災・地震・不審者対策の訓練を実施し、反省点を生かして見直しや改善につなげています。当園にはリスクマネジメント委員会があり、園内の安全や保護者への注意喚起等の活動をしています。また、マニュアル№5-07【事故対応】、マニュアル№5-08【園児の事故(けが)の際の対応】が整備され、職員に周知されています。新年度前半に、全国の保育施設で近年起きた事故を取り上げ、どこに原因があったのか、自園で起こる可能性はないのかを検証しています。事故に至らないヒヤリハット事案についても、各クラスにある「ヒヤリとした事例」用紙に記載、リスクマネジメント委員会による年1回のアンケート等により、園内の危険個所の洗い出しを行い、集計結果の下、関係個所の改善を行っています。また、リスクマネジメント委員会では、SIDS 予防が適切に行われているかのチェックを、抜き打ちで年2回実施しています。

【38】	Ⅲ-1- (5) -② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

感染症対応マニュアルNo3-04【感染症対策】を整備し、衛生管理責任者を園長に定め、保健師と共に感染症対策を行っています。登園停止基準や保育中に感染症等の疑いが生じた場合の対応について、園のしおり（兼重要事項説明書）に明記して保護者に説明しています。感染症が発生した場合には、感染予防の観点から保護者に一斉メールで発生を通知するようにしています。その際には、個人情報の保護に配慮した内容にしています。保健師が衛生に関する研修を行い、感染症が流行する時期は対応方法を DVD で放映する等、職員間で周知を図っています。また、毎月「保健便り」を発行し、季節に応じた感染症予防策を掲載する等、保護者に啓蒙しています。感染症に対する対応の変化（市からの通達等により）は職員に周知徹底し、必要に応じて見直しています。

【39】	Ⅲ-1- (5) -③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている
評価結果 A	

評価の理由

年間消防計画、災害時の対応マニュアルNo6-00【大災害発生時の対応】に沿って、災害時や災害発生時の初動対応等、安全確保の取組を組織的にを行っています。毎月、災害発生を想定した避難訓練を実施し、反省点も含め記録に残し、次回の訓練に反映させています。中でも当園が立地する地域の状況（特に河川の状況）を市が作成したハザードマップ等から把握し、緊急時の避難方法等の対策を講じ、訓練しています。備蓄品に関しては、主任がリスト（食糧・ミルク・水・おむつ等）を作成し、備蓄品の整理や管理、保管場所の整備を行っています。園のしおり（兼重要事項説明書）では、「20.子どもたちを災害から守るために」として、避難場所等の必要項目を明記し、保護者に周知すると共に、保護者への引き渡し訓練も実施しています。

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している

【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている
評価結果 A	

評価の理由

保育理念・基本方針に沿い保育園の運営に必要な各種のマニュアルがあり、保育の標準的な実施方法と子どもを尊重した保育やプライバシー保護、権利擁護に関わる職員としての姿勢を明示しています。保育手順書として、マニュアルNo.1.01【保育の方法】が定められ、初めて当園で保育を行う際に、特に気を付けることが詳細に記載されています。また、マニュアルNo.1-00-02【子どもの人権の尊重】において、人権擁護のためのセルフチェックシートを定期的に行うよう示しています。園として大切にしている保育については、確実にOJTが行えるよう、指導できる職員の元に新人を配置すると共に、入職時にも標準的な実施方法を伝えています。主任級による保育参観を年に2回実施し、保育の振り返りと今後に向けての取組が話し合わせ、職員間でPDCAを実施しています。クラス会議でも第三者評価項目に沿った振り返りを項目に定め、標準的で一定水準の保育ができているかについて職員間で検証しています。

【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している
評価結果 A	

評価の理由

保育の標準的な実施方法の見直しについての時期やその方法は、各クラスの指導計画の評価欄や保育日誌等を基に、保育士の自己評価について職員間でPDCAを実施しています。年間指導計画や月間指導計画は、その年・月の反省を書き込み、次年度・次月に反映させ、保育に継続性を持たせています。また、毎月のクラス会議において、保育実践が画一的なものになっていないかをPDCAで検証しています。保護者からの意見については、子どものためにとってどうかを職員で考えた上で、必要と判断された場合には計画や指導案に反映するようにしています。さらに、年2回の保護者アンケートや個人面談等を通じて、保護者の意向や提案を把握し、各種マニュアルの見直しに反映できるようにしています。マニュアル等については、随時見直し、確認するようにしています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている

【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している
評価結果 A	

評価の理由

指導計画は全体的な計画に基づき作成され、アセスメントの手順マニュアルNo.4-03【アセスメントの意義と方法】が示され、各職員が持っている個々の情報が集約され、指導計画に反映しています。各年齢の指導計画は、クラス担任が責任者として作成し、園長、主任、副主任が確認し適切に作成しています。0歳児～2歳児までは、個別指導計画を作成しており、計画作成時は担当者によるアセスメントの協議を実施し、必要に応じて栄養士や保健師等の専門職の意見やアドバイスを受け、総合的に判断した指導計画を策定しています。配慮が必要なケースについては、関係機関による巡回相談、スーパーバイザーを招いてのケース検討等を行っています。また、「トイレトレーニングを始めたい」、「便秘で困っている」等、保護者からの意見や心配を受け、それを解消できるよう計画に反映しています。毎月、各クラス会議で保育の振り返りを行うと共に、年2回主任級による保育参観を実施し、客観的な評価も行っています。

【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている
評価結果 A	

評価の理由

指導計画の評価・見直しについては、各年齢のカリキュラムの自己評価を基に、定期的（期・月・週・日）に振り返りを行い、次の計画の作成につなげています。見直しの際には、年間指導計画や月案、週案等の計画は、関係する保育士に周知し、保護者の意向等（年2回のアンケート結果）も必要に応じて指導計画に反映しています。また、天候等により活動を変更する場合には、週の中の室内遊びの日と入れ替えるようにし、計画にない活動を急に実施しないようにしています。毎週行われているチーフ会議では、保護者からの意見、保育を行う上での課題等が共有され、対応策を話し合っています。指導計画の見直しポイントとして、季節・子どもの発達・保護者のニーズや社会情勢を踏まえ、保育目標を視野に課題を明確にしています。また、個別指導計画は、柔軟に変更や見直しを行い、子どもの発達状況に合わせて、適切な保育につなげています。見直しによる指導計画の変更内容は、保育アプリ上で確認し、職員間で共有できています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている

【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている
評価結果 A	

評価の理由

子どもに関する保育の実施状況の記録は、コードモン及び書面上の発達記録に記載して保管しています。記録内容は園長、主任保育士が確認し、必要に応じてコメントもしています。0歳～2歳児までは月間指導計画に応じた個別指導計画が適切に作成され、保育の実践が記録を通して確認できました。また、書き方に差異が生じないよう、マニュアルNo.2-05「3歳未満児月別個別指導計画」があり、会議等でも周知が図られています。クラス会議は月1回実施し、各クラスの情報の共有や、対応策等を話し合っています。また、各クラスに申し送り表が用意され、保護者より口頭で相談等があった場合には確実に申し送り表に記載するようにしています。担任から園長に口頭で報告がある場合にも、申し送り表も併せて目を通す等、漏れないように配慮しています。保育に関する記録等は、クラウド上で職員が確認できます。また、各会議の開催時に加え、コンピューターネットワークを通じて、園内の情報を共有する仕組みが整備されています。

【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している
評価結果 A	

評価の理由

法人の「個人情報保護規定」により、子どもに関する記録の取り扱いを定めています。守秘義務の定義や目的については、入職時研修に説明し、職員と個人情報の遵守に関して、守秘義務誓約書を交わしています。利用者の個人情報については、入園時に園のしおり（兼重要事項説明書）にて説明し、理解を得て利用契約書を交わしています。当園にはリスクマネジメント委員会があり、抜き打ち巡回で、しっかり守られているかの確認も行っています。園長は、記録管理の責任者として書類等の管理を行い、過去の書類も含めて厳重に保管しています。書類は持ち出し禁止、保育アプリの取り扱いは園内としています。

A－1－(1) 全体的な計画の作成

【A1】	A-1- (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している
評価結果 B	

評価の理由

全体的な計画は、児童憲章、保育所保育指針等の趣旨を踏まえ、保育理念、基本方針、保育目標に基づき、当園の特徴、地域の実態等を考慮して作成しています。保育理念は「児童憲章」、「児童福祉法」、「子どもの権利条約」、「保育所保育指針」に基づき当園の目指す保育を4項目にまとめて表示し、基本方針で具体的な内容が読み取れます。全体的な計画に沿った各指導計画や行事等は、定期的に評価・反省を行っています。各年齢の指導計画は内容が具体的であり、職員全員が把握できていますが、全体的な計画については全職員が把握している、浸透していると言い難く、さらなる工夫等を期待します。

A－1－(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】	A-1- (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している
評価結果 A	

評価の理由

当園では「衛生管理マニュアル」を基に、毎日、朝・夕に職員が交代で保育室等の清掃を行い、園内を清潔に保っています。各保育室に温湿度計を設置し、採光・温度・湿度等、常に適切な状態に保持し、子どもたちが心地良く過ごせるようにしています。各クラスの温度・湿度は、毎日、確認して日誌（アプリ内）に記入しています。保育室内や玩具等、子どもたちが触れる部分の衛生管理を徹底して行い、感染症予防対策に取り組んでいます。トイレや手洗い場は、明るく清潔で、子どもが使いやすい設備となっています。日々のプレスチェックと共に、一人ひとりの状況を把握して、安心・安全に過ごせるように配慮しています。食事の際は大人がバタバタと歩き回ったりしないように配慮し、心地良い音楽をかける等、工夫しています。また、職員は、保育室の環境に配慮し、一人ひとりの子どもが寛いだり、落ちつけるようにコーナー作りを工夫したり、遊戯室(ホール)等を活用し、子どもが集中して遊び込めるように場所を設けています。

【A3】	A-1- (2) -②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている
評価結果 A		

評価の理由

当園の「育てたい子どもの姿」をモットーに、一人ひとりの発達段階を見極め、個人差を十分に把握し、子どもを尊重した保育を行っています。子どもに対する言動・対応・援助の仕方等についても、園内研修等で学び合い共通認識を図っています。職員は常に子どもの気持ちに寄り添い、否定的な言葉は使わないよう、保育士の自己満足での保育は行なわないよう心がけています。3歳未満児では、制止をしてもまだ我慢が難しい年齢であることに考慮し、我慢しなくていいような物的環境作りを行っています。3歳以上児では、大人の都合で制止するのではなく、「どうしていけないのか」、「どうすると良いのか」等と一緒に考えるようにしています。今回の利用者（保護者）アンケートでも「子どもの気持ちに寄り添っている」、「丁寧に対応」、「子どものことを1番に考えている」、「温かく保育」等々の意見が多く寄せられ、一人ひとりの子どもに応じた丁寧な保育の実施が窺われます。

【A4】	A-1- (2) -③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている
評価結果 A		

評価の理由

基本的な生活習慣の習得については、一人ひとりの子どもの発達に合わせて、子どもの主体性「自分でやろう、自分でやりたい気持ち」を尊重し、子どもの要求を満たしつつ援助を行っています。常に子どもの姿を観察し、職員間で情報交換し、子どもにとってやりやすく、分かりやすい方法・手順等を検討・工夫して援助につなげています。職員は、子どもの気持ちを理解し、手洗い、着替え、食事等、保育士の補助がなくても一人でできるように援助し、自発性から自立心の芽生えを支援しています。排泄面では、個人差があることを十分に理解し、一人ひとりの発達状況に応じて、保護者の考え方を尊重し、コドモン（連絡帳）で状況を伝える等、連携して進めています。排泄、トイレに誘う時は、時間で一斉に行うのではなく、個々に合わせて誘っています。個別カリキュラムに基づき、子どもが理解しやすい言葉やイラスト、2歳児クラスからは紙芝居やペープサート等を使って、生活習慣の大切さについて理解できるよう促し、遊びを通して楽しく基本的な生活習慣が身に着くように取り組んでいます。

【A5】	A-1- (2) -④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している
評価結果 A		

評価の理由

当園は、自然豊かな環境、ゆったりとした室内やテラス、広い園庭に恵まれ、子どもたちが十分に体を動かして遊べる環境です。また、広い遊戯室があるのは魅力で、天気によらず体育遊びが楽しめます。戸外では、砂や水遊び、虫探し等、子どもが興味を持って楽しめるようにしています。散歩に出かけて身近な自然に触れ、地域の方と挨拶を交し、交通ルールを学ぶ等、子どもたちは様々な活動を体験しています。湘北短期大学や東京農業大学の学生、隣の畑の方との触れ合いもあります。また、毎年5歳児クラスは「買い物体験」として、近くの夢未市へ買い物に出かけています。幼児クラスでは、友だちと一緒にルールを決めながら遊んだり、友だちの意見を取り入れながら、協同して遊ぶ姿が多く見られます。室内では、コーナー別に遊びを提供し、子どもが自分で選んで遊ぶことができるように、環境を設定しています。保育者は、常に子どもたちがやりたいことを聞き、実現できるよう一緒に考えて取り組んでいます。

【A6】	A-1- (2) -⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

乳児保育（0歳児）の保育では、養護と教育が一体的に展開されるよう指導計画を作成し、保育を実践しています。0歳児室は、明るく清潔で、安全・衛生面に十分配慮した玩具や手作り遊具等、見る・聞く・触れる経験が十分に楽しめるように環境作りを工夫しています。保育者は、0歳児が安心・安定できるよう、やさしく丁寧にゆったりと関わり、愛着関係の構築に努めています。一人ひとりの生活リズムや発達状況に応じた個別指導計画を作成し、子どもの心身の発達に関する情報を職員間で共有し、保育を実践しています。また、0歳児が、長時間過ごすことから、遊びの環境に配慮し、気候や体調に留意しながら戸外活動や異年齢児との交流を図る等、興味や関心が広がるように取り組んでいます。保護者とは、毎日、連絡帳（コドモン）で丁寧に子どもの様子を伝えると共に、送迎時等の会話を通して情報を共有し、信頼関係の構築に努めています。

【A7】	A-1- (2) -⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

3歳未満児の保育では、年間指導計画を基に、月のカリキュラムに養護と教育の両面から、一人ひとりの発達状況を把握し、子どもの状況に応じた保育を実施しています。天気の良い日は、園庭やテラス等の戸外活動を中心に、安全面に十分配慮した中で、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、探索活動を見守り、自立心の育みを支援しています。職員は、子どもが自由に探索活動を楽しめるよう園庭等の整備に努め、危険が無いよう保育者間で声をかけ合う等、子どもを見守る体制を整えています。子どもが興味を持ったことを保育者も一緒に楽しみ、気持ちに共感しています。子ども同士のトラブルやかんしゃく等に対しては、子どもの気持ちに寄り添いながら、代弁して仲介し、友だちと楽しく遊んだり、気持ちよく過ごせたりするように努めています。子どもが自ら行動できるように見守る場面、援助する場面を見極める等、保育者としての関わり方を工夫しています。排泄では、保護者と連絡を密に取り、子どもの発達状況に合わせて行っています。また、連絡帳（コドモン）、登降園時の会話、懇談会、保育参加等を通して、保護者と密にコミュニケーションを取り、連携を図っています。

【A8】	A-1- (2) -⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

3歳以上児の保育では、各年齢に応じた指導計画を作成し、担任間で子どもたちの状況を討議、検討、確認しながら遊びの構成を考え遊びの幅が広がるよう環境設定しています。当園の特徴でもある「視聴覚教材」、「戸外活動」、「子どもの気持ちを叶える取組『おもちゃ持参』」、「セカンドステップ」等、年齢に応じて、情緒の安定や興味のある遊びに配慮した取組を行っています。3歳児の保育に関しては、一人ひとりの生活習慣の自立に向けた援助の他、集団の中で興味・関心の広がり注目し、友だちとの遊びを楽しめるよう保育者が関わっています。4歳児では、子どもが主体的に選べる環境設定や題材を用意し、自分から楽しんで取組めるようにしています。5歳児では、一人ひとりの個性を認め主体的に楽しめる環境作りや、集団の中で自分の意見が言えることを大切にしています。また、必要に応じて仲立ちしながら、自分の力で気持ちを切り替え、友だちと協力する楽しさを味わえるようにしています。さらに、「セカンドステップ」（3歳児から導入）により、問題解決への能力を培う取組を進めています。保護者には、園での活動内容を写真やコドモン、クラスだより等で伝え、家庭で子どもの成長に応じた対応を促すようにしています。年長児（5歳児）については、保育所児童保育要録を作成し、小学校へ郵送すると共に、小学校からの聞き取りに丁寧に対応し申し送りを行う等、就学に向けての取組を行っています。保育所児童保育要録の作成に当たっては、5歳児クラスになって初めて書くのではなく、各年齢で1年ごとの様子をメモして積み重ねて作成する等、保育の継続性を大切にしています。

【A9】	A-1- (2) -⑧	障害のある子どもが安心して生活ができる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

障害のある子どものための環境整備では、園舎内はバリアフリーになっており、ユニバーサルトイレを設置しています。障害認定を受けた子どもや支援が必要な子どもについては、クラスの指導計画と関連付けた個別のカリキュラムを立案し、対応しています。特別に配慮を要する子どもに対しては、「課題のある子どもの計画」を作成し、保育を行っています。また、療育機関に通っている子どもに対しては、療育機関と積極的に連携を取り合い、巡回相談にて助言を受けています。障害のある子どもの保育に関して、研修や巡回相談、行政等から得た情報は、必要に応じて職員会議等で伝え、職員間で対応の仕方等について確認し合い、子どもへの配慮や見通しを持った保育ができるよう、共通認識を図っています。

【A10】	A-1- (2) -⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 B		

評価の理由

長い時間を園で過ごす子どもたちの生活リズムを考慮し、保育内容に静と動の活動のバランスを図りながら、休息の取り入れ及び午睡時の安眠等に配慮しています。当園の保育内容の中で、心と体が健やかに育つように、制作や絵本、歌に親しむ「静」と、散歩や運動あそび「動」の保育を、1日の中でバランスよく組み立てています。保護者とは、登降園時に子どもの様子を詳しく聞いたり、伝えたりしています。職員間では朝夕の引き継ぎを適切に行い、情報共有を図っています。その際、担任ではない場合は「確認して明日お答えできるようにしておきます」と伝え、しっかり引継ぎを行うようにしています。家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりに寄り添う保育を心がけ、延長保育時には補食・夕食の提供をしています。当園の指導計画の中に、「長時間にわたる保育」についての記載の追記があれば、尚良いでしょう。

【A11】	A-1- (2) -⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している
評価結果 A		

評価の理由

全体的な計画の中に、小学校との連携・就学を見通した保育に関する取組を位置づけ、近隣保育園との年長児交流会、保育者と小学校教諭との情報交換事業に参加しています。幼保小連携の授業参観のお知らせがある際には、なるべく参加するようにしています。また、今年度は小学校との交流を予定しています。年長児カリキュラムに基づいて保育を進め、一人ひとりの生活習慣の見直しを確認しながら、入学への期待が持てるように配慮しています。子どもたちが就学する小学校には、保育所児童保育要録を作成して送り、併せて電話等で情報を提供しています。保護者には、懇談会等を通じて、小学校を見据えて子どもの生活について具体的に知らせ、イメージを持ってもらえるようにしています。

A-1- (3) 健康管理

【A12】	A-1- (3) -①	子どもの健康管理を適切に行っている
評価結果 A		

評価の理由

子どもの健康管理については、マニュアルNo.3-00【健康管理】に沿って行い、入園時の面談や健康台帳、児童票等で子ども一人ひとりの心身の健康状態を把握しています。日々の保育の中では、朝の受入れ時に保護者に子どもの健康状態を確認し、職員間で情報共有しています。保健師が年間保健計画を作成し、各クラスはそれに基づいて手洗い指導、園児の健康増進、感染症予防等の取組を行っています。また、毎月「保健便り」を発行し、子どもの健康に関する取組や情報を発信しています。感染症に関しては、園のしおり（兼重要事項説明書）にて、園の方針を保護者に伝えています。SIDS(乳幼児突然死症候群)予防のため、睡眠チェックを0歳児は5分ごと、1・2歳児は10分ごと、3歳以上児は30分ごとに行い、うつぶせ寝はしないように職員間で共通認識を図っています。保護者にも入園説明会で説明し注意喚起を行っています。職員は、安全衛生に関する研修に毎年参加し、必要な情報の習得と対応に努めています。

【A13】	A-1- (3) -②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している
評価結果 A		

評価の理由

定期的に嘱託医による健康診断・歯科健診を実施し、結果は、健康台帳に記載し保管しています。定期的な内科健診、歯科健診では、保護者が気になっていることを嘱託医に質問できるようになっています。また、内科健診の際にはドクターカンファレンス（園医、保健師、園長、主任）があり、園児の情報や地域の感染症情報等の共有化が図られ、感染症対策等について園医から知り得た内容を全職員に伝えています。健診結果は、園内で情報共有（保健師、クラス担任、園長、主任、副主任等）すると共に、保護者には、詳しくコドモンで伝え、場合によっては通院を勧めています。通院が必要な家庭については、結果・経過確認を行い、フォローを含め連携を密にしています。身体測定の結果についてもコドモンで配信し、保護者が確認できるようにしています。年1回、3歳以上児クラスの尿検査も行い、結果の配付と二次検査が必要なケースについては受診を勧めています。健診で配慮が必要な事項が見られたケースは、個別カリキュラムを見直し、家庭と連携して取組んでいます。

【A14】	A-1- (3) -③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている
評価結果 A	

評価の理由

アレルギー疾患のある子どもに対しては、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、アレルギーについての各種マニュアルを整備し、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。園のしおり（兼重要事項説明書）に記載し、入園説明会時には、アレルギー対応を行っていることを保護者へ伝え、該当児には除去食を提供しています。除去食が必要な場合は、医療機関受診後「アレルギー疾患生活管理指導表」等の書類を保護者に提出してもらい、個別に対応しています。アレルギー児の保護者とは、毎月の献立表を基に、提供食を確認した「除去食献立」を配付する等、適切な対応をしています。除去献立により調理し、関係職員がダブルチェックできる「確認表」を用い、誤食を防いでいます。食事の提供時は、個別の机・トレイ・食器を区別し、名札を付けて提供する等、チェック体制を十分に整え対応しています。職員は、アレルギーについての最新情報を得るため、外部研修にも積極的に参加し、知り得た情報を職員間で共有し、認識の統一を図っています。

A-1- (4) 食事

【A15】	A-1- (4) -① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている
評価結果 A	

評価の理由

食育を全体的な計画及び各年齢の年間指導計画・月間指導計画に位置付け、計画に基づいて食事がより楽しめるように取組んでいます。子どもが食に対する興味・関心が持てるよう、食材に触れて形、硬さ、匂い等を感じ、子どもたちに菜園活動（野菜の種まき、水やり、収穫）を通して、食を身近に感じられるよう工夫しています。当園の畑で収穫した野菜を家庭に持ち帰り、家庭での様子を写真に撮ってきてもらい、それを掲示することで、より興味・関心が広がっています。また、収穫した野菜を目の前で調理したり味付けしたりすることで、食べてみようという意欲につながっています。保健師や栄養士と協力して、5歳児クラスには3色栄養群のカリキュラムを行い、食べ物と体の関係について学ぶ機会としています。給食では、年齢に応じて食べられる量を把握し、各クラスの担任が個々に合わせた対応をしています。食器は、家庭の雰囲気大切にするため、磁器の食器等を使っています。また、園庭ランチ、屋上ランチ、バイキング等、雰囲気を変えて、友だちと一緒に楽しく食事をする取組も行っています。保護者には、毎月の献立表・「食育ひろば」等を配信（コドモン）、さらに、毎日の食事内容をサンプル掲示で知らせ、家庭での食育につなげています。

【A16】	A-1- (4) -②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している
評価結果 A		

評価の理由

当園の給食業務は一富士フードサービス（株）が担い「おいしく、楽しく、バランス良く」をモットーに毎月の献立には、旬の食材を使用し、季節、行事食、栄養価等、見た目も楽しく、おいしく、安心して食べることのできる食事を提供しています。子どもの発達段階に応じて、自発的に食べられるように、食材の大きさ・硬さ等を調節しています。また、栄養士が各年齢の食事の様子を見回る等、交流が図られています。月1回の給食会議では、各クラスからメニューに対して子どもの喫食状況の報告があり、それを基に献立に反映しています。給食日誌には、毎日の残食、検食等を記録し、献立・調理の工夫につなげています。衛生管理体制は、給食衛生管理マニュアルを基本とし、徹底した衛生管理を行っています。

内容評価 A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】	A-2- (1) -①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている
評価結果 A		

評価の理由

家庭との連携については、園のしおり（兼重要事項説明書）に明記し、入園説明会等で伝えています。0歳～2歳児は連絡帳（コドモン）で伝え、3歳～5歳児もコドモン（写真、動画配信も含む）により、保育内容を伝えるようにしています。また、登降園の際に口頭でも子どもたちの様子等を伝え、家庭との連携を図っています。クラス担任だけでなく、早番・遅番保育士とも漏れのないよう引き継ぎ、情報を共有しています。毎月の園便りと共に、クラス便りを発行して保育の意図を伝え、懇談会では保育のねらいと方法について説明し、理解を深めています。また、年1回は、個人面談を行うよう個別に声掛けをしています。行事では、年齢に合った活動を取り入れて、子どもの成長の喜びを保護者と共感できるよう努めています。

A-2- (2) 保護者等の支援

【A18】	A-2- (2) -①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている
評価結果 A		

評価の理由

保護者からの相談、報告等に対しては丁寧な傾聴し、信頼関係を築くように取り組んでいます。保護者から相談を受けた際は、保護者の気持ちを受け止めて、担任、主任、園長が迅速に対応し、返答するように体制を整えています。面談室は、プライバシーに配慮して設定し、保護者が安心して相談できるようにしています。個人面談では、仕事の都合がつかない保護者の場合は、降園時間帯から対応できるようにしています。また、必要に応じて園長、主任、保健師が同席する等、より理解を得られやすい方法を考えて実施しています。相談内容は記録し保管しています。他職員へは、職員会議時等にその内容を報告し、共通認識を図っています。

【A19】	A-2- (2) -②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている
評価結果 A		

評価の理由

虐待予防のための各種マニュアルを整備し、チェックリストを備え、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。登園時の親子の表情や会話、保育中に身体にあざ等の確認（着替え、シャワー等）を行い、不審なケガやあざ等があれば、写真に記録しています。虐待の疑いがある場合は、こども家庭センター、厚木児童相談所等に通告・連絡の体制を整えています。当園では年1回は、虐待予防のための研修を行い、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。

内容評価 A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

【A20】	A-3- (1) -①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている
評価結果 B		

評価の理由

保育実践の振り返り（保育士の自己評価）については、「年間指導計画」に基づき「月間指導計画」、「週案」を策定し、月末・週末に振り返り見直しをしています。日々の保育の振り返りから、課題について職員間で話し合い、保育目標に向けた保育展開ができるように、環境や援助の方法等を見直し、保育の向上につなげています。また、職員は人権擁護のチェックリストを年2回行い、自らの保育を振り返っています。園内研修における保育アドバイザー（秋田喜代美氏）による事例発表では、互いの学び合いや意識の向上につながっています。また、職員は「期待役割シート」に基づき、上期と下期で自己評価を行い、主任・園長との面談を通して、助言・指導を受けて自己の課題を確認・フィードバックし、次の目標につなげています。園長は、職員の希望や意向を把握し、各階層別に期待業務を明文化し、業務分掌表に担当を決めて責任を明確にしています。職員の自己評価を基に、毎年「保育園の自己評価」を行い、保育の質の向上につなげています。今後は、保育士の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながり、保育所全体の保育実践の自己評価につなげていくよう計画・実施していく予定です。今後の取組に期待します。

利用者(保護者)アンケート調査結果

施設名：あゆのこ保育園

定員	120 名
アンケート送付数（対象家庭数）	108 人
回収率	72%（78 人）

【利用者調査項目】

※上段人数、下段％で示しています

問 1	この保育園のサービス内容について	知っている	まあ知っている	あまり知らない	知らない	無回答
問 1-1	保育方針・保育目標を知っていますか	32 人	40 人	4 人	0 人	2 人
		41%	51%	5%	0%	3%
問 1-2	保育の内容について知っていますか	40 人	34 人	1 人	0 人	3 人
		51%	44%	1%	0%	4%
問 1-3	年間指導計画、行事計画について知っていますか	41 人	26 人	9 人	0 人	2 人
		53%	33%	12%	0%	3%
問 1-4	費用や園の決まり事について知っていますか	35 人	33 人	8 人	0 人	2 人
		45%	42%	10%	0%	3%

問 2	日常の保育について	十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問 2-1	遊具や教材について	58 人	18 人	0 人	0 人	2 人
		74%	23%	0%	0%	3%
問 2-2	戸外遊びについて	61 人	12 人	3 人	0 人	2 人
		78%	15%	4%	0%	3%
問 2-3	季節や自然との触れ合いが保育の中に感じられますか	61 人	14 人	1 人	0 人	2 人
		78%	18%	1%	0%	3%
問 2-4	健康作りへの取り組みについて	48 人	26 人	2 人	0 人	2 人
		62%	33%	3%	0%	3%
問 2-5	給食の献立内容について	57 人	18 人	1 人	0 人	2 人
		73%	23%	1%	0%	3%
問 2-6	お子さんは給食を楽しんでいますか	53 人	22 人	1 人	0 人	2 人
		68%	28%	1%	0%	3%
問 2-7	基本的生活習慣の取り組みについて	54 人	21 人	1 人	0 人	2 人
		69%	27%	1%	0%	3%
問 2-8	保育中のケガ等に関する説明や対処について	47 人	23 人	5 人	1 人	2 人
		60%	29%	6%	1%	3%

問 3	保護者と園との連携・交流について	十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問 3-1	送迎時の職員との会話や連絡帳、掲示物により 1 日のお子さんの様子がわかりますか	48 人	23 人	4 人	1 人	2 人
		62%	29%	5%	1%	3%
問 3-2	園の様子や行事に関する情報提供について	53 人	23 人	0 人	0 人	2 人
		68%	29%	0%	0%	3%
問 3-3	懇談会や個別面談等での意見交換について	54 人	20 人	2 人	0 人	2 人
		69%	26%	3%	0%	3%
問 3-4	相談ごとへの対応について	52 人	22 人	2 人	0 人	2 人
		67%	28%	3%	0%	3%

問 4	保育園の環境等について	十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問 4-1	保育室、園庭について（清潔さ、掃除等）	47 人	23 人	5 人	2 人	1 人
		60%	29%	6%	3%	1%
問 4-2	外部からの防犯対策について	37 人	31 人	9 人	0 人	1 人
		47%	40%	12%	0%	1%
問 4-3	感染症の発生状況や注意事項の情報提供について	59 人	18 人	0 人	0 人	1 人
		76%	23%	0%	0%	1%
問 4-4	緊急時の連絡体制、周知、防災訓練等について	54 人	18 人	5 人	0 人	1 人
		69%	23%	6%	0%	1%

問 5	職員の対応について	満足	概ね満足	やや不満足	不満足	無回答
問 5-1	職員はお子さんを大切にしてくれていますか	66 人	11 人	0 人	0 人	1 人
		85%	14%	0%	0%	1%
問 5-2	保護者に対する職員の対応や態度について	62 人	14 人	1 人	0 人	1 人
		79%	18%	1%	0%	1%
問 5-3	保育サービス提供方法の統一性について（どの職員も同じように保育をしてくれているか等）	43 人	29 人	5 人	0 人	1 人
		55%	37%	6%	0%	1%
問 5-4	お子さんは保育園で楽しく過ごしていますか	63 人	12 人	1 人	0 人	2 人
		81%	15%	1%	0%	3%

問 6	この園の総合満足度について	満足	概ね満足	やや不満足	不満足	無回答
この保育園を総合的に評価すると、どの程度満足していますか		60 人	16 人	1 人	0 人	1 人
		77%	21%	1%	0%	1%

事業者コメント

施設名 あゆのこ保育園

《第三者評価を受審した感想・自己評価での取組の感想》

今回、評価項目に対する自己評価を職員が各班に分かれて行いましたが、長い期間をかけて一つの自己評価に仕上げていくという作業が「大変だったけれど学びや気付きにつながった」と感じました。このような機会がないと、忙しい毎日の中では中々できない取組でした。

班によって内容の把握や、理解度に差があることも明確になり、その部分をどう改善していけるのか検討する機会をいただきました。それが大きな収穫の1つだったかと思います。また、園の強みや課題を改めて確認することができました。

当日は、普段通りの保育実践を見ていただくこと、評価項目に対してできる限りの根拠をお示しして確認していただくことを大切にしました。緊張しましたが、調査の方々が温かい雰囲気に対応してくださったので安心して様々お伝えすることができました。

利用者（保護者）アンケートでは、細かく丁寧な分析とフィードバックをいただき、大変助かりました。必要な改善や検討を引き続き実施して参ります。

R-CORPORATION さんの熱意や丁寧なご対応により、職員みんなが安心して受審できましたことに、改めて感謝申し上げます。

《評価後取組んだこととして》

1. 「全体的な計画」の職員への周知

今まで周知・活用が弱かったので、より保育現場で活用されるよう、令和7年度に向けて新たな

に必要な加筆・修正をし、全体周知をしました。

2. 保育実践の振り返り・職員の質向上

園全体の自己評価、個別の自己評価、人権擁護チェックリストの実施等が単発で終わらず上手

くつながっていけるよう、会議の方法等を工夫する予定です。

3. 利用者（保護者）アンケートからのフィードバック

環境美化を強化する等、できる部分から取組みます。